

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

1 議員報酬の減額

平成三十一年四月三十日から平成三十二年三月三十一日までの間における議員報酬の額を次のとおり減額することとした。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、減額前の額とすることとした。

(1) 議長

月額 九十六万五千元 ↓ 月額 八十六万円

(2) 副議長

月額 八十四万三千元 ↓ 月額 七十五万円

(3) 議員

月額 七十七万八千元 ↓ 月額 七十万円

2 施行期日

平成三十一年四月三十日から施行することとした。

◇奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

1 目的

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、及び施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とすることとした。

2 基本理念

部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、全ての人を包摂し、及び人に優しい社会の実現を基本理念として、行わなければならないこととした。

3 県の責務

県は、2の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村と連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有することとした。

4 基本計画

(1) 知事は、部落差別の解消に関する施策を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとするものとした。

(2) (1)に基づく基本計画は、次に掲げる事項について定めることとした。

ア 部落差別の解消に関する施策についての基本的な方針

イ 部落差別の解消に関し、県が計画的に講ずべき施策

(3) 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県人権施策協議会の意見を聴かなければならないこととした。

(4) 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならないこととした。

(5) (3)及び(4)は、基本計画の変更について準用することとした。

5 調査の実施

(1) 県は、部落差別の解消に関する施策の実施及び4の基本計画策定のため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとするものとした。

(2) 県は、(1)の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないよう留意しなければならないこととした。

6 相談体制の充実

県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとするものとした。

7 教育及び啓発

県は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとするもの

とした。

8 推進体制の充実

県は、国及び市町村と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする事とした。

9 委任

この条例の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める事とした。

10 施行期日

公布の日から施行することとした。